

第10回教育委員会会議

1 日時 令和7年8月20日（水） 午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
大竹 伸一	教育長職務代理者
赤木 登代	委員
長谷川 葵	委員
森 久佳	委員（ウェブ会議の方法により参加）
高井 俊一	教育次長
山口 照美	港区担当教育次長
武市 佳代	浪速区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
近藤 律子	学校環境整備担当部長
上原 進	教務部長
中道 篤史	指導部長
石田 智子	市立中央図書館長
富山富士子	総合教育センター所長
橋本 洋祐	総務課長
川村 晃子	学校適正配置担当課長
花月 良祐	施設整備課長
上田 慎一	教職員人事担当課長
中川 達雄	教職員サービス・監察担当課長
濱田 俊通	浪速区教育担当課長

瀬脇 浩 初等・中学校教育担当課長
比嘉 直子 市立中央図書館副館長
戸倉 信昭 市立中央図書館利用サービス担当課長
古閑龍太郎 学力向上支援・調査分析担当課長
三根生俊二 首席指導主事

中野 泰志 教育政策課長
中谷さおり 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に長谷川委員を指名
- (3) 案件

議案第54号	難波中学校区及び木津中学校区における学校再編整備計画の策定について
議案第55号	栄小学校・大国小学校・敷津小学校における学校再編の実施に伴う就学校の指定の変更について
議案第56号	市会提出予定案件（その11）（木川小学校建設工事請負契約締結について）
議案第57号	職員の部活動顧問への復帰について
報告第21号	職員の人事について
報告第22号	校長公募にかかる第1次選考の結果について
報告第23号	職員の人事について
協議題第11号	「第5次大阪市子ども読書活動推進計画」について
協議題第12号	令和8年度以降の各種学力調査の実施等について

なお、議案第57号及び報告第23号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、報告第22号については、会議規則第7条第1項第2号及び第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第21号「職員の人事について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、令和7年8月1日付の区役所の兼務発令にかかるものであり、全市における人事異動日程にあわせて、7月25日に異動内示を行う必要があったことから、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長によりまず急施専決処分を行ったので、同条第2項により、本日ご報告するものである。

平野区役所の職員が兼務している、総務部教育政策課担当係長の人事であるが、前任者が降任したことにより空きポストとなっていたが、平野区役所勤務の 増田博次を昇任のうえ充てることとした。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第54号「難波中学校区及び木津中学校区における学校再編整備計画の策定について」及び議案第55号「栄小学校・大国小学校・敷津小学校における学校再編の実施に伴う就学校の指定の変更について」を一括して上程。

武市浪速区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、議案第54号について、これは「大阪市立学校活性化条例」及び「大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則」の規定に基づき、学校の再編整備を行うものである。

「1 学校再編整備の対象校」及び「2 学校適正配置の手法」であるが、小学校については、栄小学校、大国小学校、敷津小学校の3校を、中学校については難波中学校、木津中学校の2校を対象校とし、小学校・中学校ともに統合を行い適正化を図るものである。

「3 活用する学校施設及び改修等の計画」であるが、小学校については、栄小学校の校地を、中学校については難波中学校の校地を活用し、両校とも校舎等の増築及び既存教室の改造等を行い使用する。「4 学校適正配置の時期」について、小学校・中学校ともに令和14年4月とする。「5 学校再編整備の実施に伴う就学校の指定の変更」については、後ほど議案55号でご説明させていただく。「6 学校再編整備後の通学路と安全対策」について、8ページに再編整備後の通学区域、通学路（案）をお示ししている。今後、安全対策については、再編整備計画策定後に設置する学校適正配置検討会議において意見聴取のうえ、

警察・道路管理者等との協議を行い、必要な対策を実施してまいる。「7 適正配置対象校等の学級数及び児童生徒数の推移」について、まず（１）小学校について、栄小学校については、令和７年度では児童数は204人、学級数は８学級であり、今後、児童数は200人程度、学級数は８学級から９学級で推移する見込みである。大国小学校については、小規模化が著しく、令和７年度では、児童数101人、学級数６学級であり、今後、児童数は80人台から90人台、学級数は６学級で推移する見込みである。続いて敷津小学校についても、著しく小規模化が進んでおり、令和７年度は、児童数56人、学級数４学級で、複式学級が２学級となっている。今後は、児童数80人台まで増加することが見込まれるが、大幅な増加は見込めず、学級数は５学級から６学級で推移する見込みである。

続いて、（２）中学校について、まず、難波中学校について、令和７年度は、生徒数314人、９学級であり、今後は、生徒数は300人台、学級数は９学級から10学級で推移する見込みである。続いて、木津中学校について、令和７年度は、生徒数112人、４学級であり、今後は、生徒数130人程度まで増加することが見込まれるものの大幅な増加は見込めず、学級数は５学級から６学級で推移する見込みである。

続いて、「８ 学校再編整備後の見込み」であるが、（１）小学校については、再編後の令和14年度では児童数428人の17学級、（２）中学校については、再編後の令和14年度では生徒数481人の13学級を見込んでいる。「９ その他」について、まず、（１）（２）で小学校・中学校の配置の適正化についてご説明する。まず、「（１）小学校の配置の適正化について」であるが、当区内の小学校６校のうち栄小学校、大国小学校、敷津小学校、難波元町小学校の４校が令和７年度時点で適正配置対象校である。このうち、大国小学校、敷津小学校の小規模化が著しいことから早急に教育環境を改善する必要がある、またこの２校だけの統合では適正規模を下回ることから、この２校と同一の中学校区（木津中学校区）にある難波元町小学校を含めた３校を統合する検討を行った。統合にあたってはいずれの学校の校地を使用する場合も校舎の増築が必要となるものの、いずれの学校も校地面積が小さく、校舎増築により運動場面積が小さくなることによる教育活動への影響が大きいことから、この３校での統合は困難であるとの結論に至ったものである。このため、小規模化が著しく、早急に教育環境を改善する必要がある大国小学校・敷津小学校を、中学校区は異なるものの適正配置対象校であり、大国、敷津、難波元町小学校と比べて校地面積が大きく、統合に伴う校舎増築の影響が比較的小さい栄小学校との統合を行うこととしたものである。なお、難波元町小学校は栄小学校と通学区域が隣接しておらず、通学路の設定に課題があ

ることから今回の再編には含めないこととする。今後、学級数、児童数の推移を十分に注視し、小規模化が進行した場合は再編を再度、検討したいと考えている。次に「(2) 中学校の配置の適正化について」である。小学校の進学先である中学校については、現在、栄小学校は難波中学校を進学先とし、大国小学校、敷津小学校は木津中学校を進学先としている。再編後の小学校の進学先を難波中学校とした場合、木津中学校へ進学する小学校が難波元町小学校のみとなり、木津中学校が著しく小規模化することとなる。また、統合後の小学校の進学先を木津中学校とした場合、難波中学校、木津中学校ともに適正規模を下回る規模となる見込みである。このようなことから、安定的に適正な規模を確保するためには、中学校の再編も実施することが必要と判断し、小学校の再編に併せて、通学区域が隣接する難波中学校と木津中学校を再編することとしたものである。

続いて、「(3) 統合前後の学校運営等について」であるが、統合を円滑に進めるため、各学校間の連携を強化してまいる。また各学校においてこれまで培ってきた取組、文化等を統合後の学校に継承、発展させていきたいと考えている。次に「(4) 学校適正配置検討会議で意見聴取する事項等について」であるが、本計画に関すること、学校名、校章、校歌、標準服その他必要な事項について、意見を聴取する。

次に、議案第55号について説明する。(1) 趣旨について、先ほどご説明したとおり、小学校については、栄小学校の校地を活用し、栄小学校、大国小学校及び敷津小学校を統合することとしている。統合にむけてはこれまで住民説明会、保護者説明会等を行ってきたところ、統合後の小学校への通学距離が長くなることを踏まえ、大国小学校及び敷津小学校の保護者の中から「統合時に統合後の小学校ではなく、自宅からより近い学校へ変更することはできないか」という声が寄せられた。そこで、保護者からの要望に応えるため、「浪速区の就学制度の改善の方針」において指定校変更の取扱いを定めるものである。(2) 対象者について、対象者は令和13年度に大国小学校及び敷津小学校の第1学年から第5学年までに在籍する児童とする。つぎに(3) 指定校変更対象校への就学時期については、令和14年4月に限り実施とし、(4) 指定校変更対象校は浪速小学校とする。つぎに(5) 実施内容について、令和13年度に大国小学校及び敷津小学校の第1学年から第5学年までに在籍している児童のうち、統合後の小学校よりも通学距離の短い小学校を指定校変更対象校として就学できることとする。すなわち、統合後の小学校より浪速小学校への通学距離が短い場合に指定校変更を認めるものである。

根拠としては、「大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指

定に関する規則」では、第15条において「区が設定可能な指定校変更の要件」を定めており、第1項第5号において「学校の設置又は廃止により通学区域又はその他の変更が生じることに伴い、指定校変更が必要と認められる場合」と定められている。今回は、この規定に基づき指定校変更ができることとするが、第15条第2項では、「指定校変更の実施の有無並びに実施する場合の手続及び要件については、あらかじめ区担当教育次長が作成した指定校変更の方針案をもとに、教育委員会の会議の議決により決定する」と定められているので、今回、この議案第55号としてお諮りしているものである。「1（5）実施内容」について、統合後の小学校より通学距離の短い小学校には浪速小学校のほか塩草立葉小学校があるが、塩草立葉小学校は統合後の小学校と近接し通学距離が同程度であることから通学の負担は大きく変わらないと判断し、指定校変更対象校からは除外する。また、指定校変更を行う児童の未就学の弟妹が小学校の進学時に当該児童と同じ学校への就学を希望する場合についても指定校変更をできるものとしたしたいと考えている。

次の3ページから10ページは、今回上程している内容を反映した、改正後の「浪速区の就学制度の改善の方針」である。9から10ページの網掛け部分が今回の改正箇所となっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 丁寧なご説明をいただき、ありがとうございました。大阪市内でも中心部に位置する浪速区において、このように少子化が進行していることに、特に敷津小学校では現在、複式学級が編成されているとのことに大変驚きを覚えました。私は大阪教育大学に勤務しており、教育大学間では全国的なネットワークを構築しております。なかでも、北海道教育大学及び福岡教育大学とは博士課程を共同設置するなど、綿密な連携関係にあります。それぞれの国立教育大学には独自の強みがあり、協力関係が築かれています。例えば、北海道教育大学は道内に5つのキャンパスを持ち、へき地教育に強みがあります。一方、大阪教育大学では複式学級やへき地教育を前提とした教育体制はあまり想定されておりません。そのため、今後は学校統合を進めることで一定の生徒数を確保し、教育の質を維持・向上させていく方針です。しかしながら、現在敷津小学校には2学級の複式学級があるとのことで、担当されている先生方も大阪市内でこのような状況に直面されるとは想定していなかったのではと推察いたします。学校統合によって複式学級の課題が解消されと考えられますが、しばらくは現状が続くことも想定されます。つきましては、現時

点でご苦勞されている点や対応策について、具体的にお聞かせいただきたく存じます。

また、2点目の質問ですが、学校統合の方針について、小学校は栄小学校へ、中学校は難波中学校へ統合するとのことですが、それぞれの統合先の選定理由についてご説明願います。以前はどの学校も、より多くの児童が在籍していたかと存じますが、なぜ栄小学校及び難波中学校が選定されたのか、施設面等も含めて詳しくご説明ください。

【濱田浪速区担当教育課長】 まず、敷津小学校の学校運営についてですが、児童数の減少に伴い教員数も減少しており、教職員の負担が大きく、教育活動に支障をきたしているという声が学校現場から上がっています。現在、教頭を含む教員全員で授業に対応している状況です。複式学級であっても、可能な範囲で学年ごとに分けた授業編成を心掛け、児童への影響が最小限となるよう努めていると報告を受けております。

次に、統合の理由についてご説明いたします。栄小学校への統合については、先にご説明した4小学校（小学校、大国小学校、難波元町小学校、栄小学校）が適正配置対象校となっております。その中でも特に敷津小学校と大国小学校の小規模化が著しいため、まずこの2校への対応が課題となりました。両校のみでの統合では適正規模を確保できないことから、大阪市の考え方の基本である同一中学校区内での統合に基づき、木津中学校区内3校の統合を検討しました。

しかし、3小学校いずれも既存の教室数では不足しており、校舎の増築が必要となります。敷津小学校・大国小学校・難波元町小学校は校地が狭く、増築により運動場の面積がさらに狭くなることが想定され、児童数増加に対して適切な環境を確保することや地域・保護者の理解を得ることが難しい状況でした。そこで小学校区・中学校区を超え、より広い運動場を有する栄小学校も統合案に加えました。栄小学校であれば、増築の必要はありますが、他の3校に比べ、教育活動への影響が一番小さいと判断し、統合の受け皿とすることといたしました。

中学校についてですが、小学校統合後、現在の栄小学校の進学先を難波中学校にしますと、木津中学校区では、難波元町小学校のみが木津中学校に進学することとなり、木津中学校区が著しく小規模化し、木津中学校が5学級以下になるという見込みでした。逆に、統合の小学校を木津中学校の進学先とした場合についても、難波中学校の進学元が塩草立葉小学校のみとなってしまいますので、両中学校ともに適正規模を維持することが困難となります。そのため、この機会に2つの中学校を1校に統合する判断をいたしました。

【赤木委員】 ありがとうございました。

【長谷川委員】 指定の変更についてお伺いします。単純な疑問ですが、木津中学校の廃止に伴い、中学１・２年生を指定校変更の対象とする選択肢も考えられると思いますが、そのようにしなかった理由についてご説明願います。

【濱田浪速区担当教育課長】 学校再編の住民説明会を３月に開催した際に、小学生の保護者から、おそらく敷津小学校、大国小学校の校区東側にお住まいの方々より、統合後の小学校への通学距離が遠くなるため、近隣での通学を希望するご要望が寄せられました。特に、低学年児童の通学に関するご心配やご不安が大きいことから、指定校変更は小学生のみを対象とする方針といたしました。

【大竹委員】 今回統合の対象外となっている難波元町小学校についてですが、適正配置の対象校となっているものの、現時点では様子を見る方針とされています。今回も統合できなかった理由が通学路の問題であるならば、今後、難波元町小学校をどのようにしていくのか、現時点での基本的なお考えをお聞かせください。

【濱田浪速区担当教育課長】 「大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則」では適正配置対象校については、速やかに学校再編整備計画を策定することになっておりますが、規則第５条第７項ただし書きでは、学級数が今後７以上１１以下であると見込まれる小学校については適切な時期での策定が可能と定められています。難波元町小学校はこのただし書きに該当しておりまして、今後の学校の状況や学級数、児童数の推移のほか、隣接する塩草立葉小学校、浪速小学校の児童数なども注視しつつ、将来的には統合や校区変更などを検討してまいります。

【大竹委員】 今回、敷地や通学路の問題が統合の障壁となっていますが、通学路の問題というのはしばらく様子を見て解決のしようが難しいと思います。難波元町小学校についても今後塩草立葉小学校との統合や校区変更の可能性は考えられるのでしょうか。

【濱田浪速区担当教育課長】 塩草立葉小学校については、比較的児童数・学級数が多いことから、現時点で即時に統合することは難しい状況です。校区の変更や校区割りの調整等の可能性も含め、対応方法については将来の児童数や学級数の状況を見ながら判断してまいりたいと考えています。

【赤木委員】 本学では多くの留学生を受け入れており、この地域にも留学生が多く居住しています。これは日本語学校が近隣にあることなども関係しているかと思いますが、外国人留学生にとって住みやすい地域性があるようです。全国的にも外国人労働者が増加傾向にあり、本地域でも今後外国人家庭の流入が見込まれます。現状として、また今後の

見通しとして、外国人児童生徒の在籍状況についてどのようになっているか、増加傾向にあるのか、現状維持なのか、ご見解をお聞かせください。

【濱田浪速区担当教育課長】 各学校との情報交換中で、外国籍もしくは外国にルーツを持つ児童生徒数は増加傾向にあるというお声はよく聞きます。大阪市24区全体で突出して増加している状況ではありませんが、浪速区は小中学校数が少ないため、1校あたりでみると比較的外国人児童生徒数は多くなっています。今後、外国人就労者の増加等に伴って、児童生徒数が予測よりも増加する可能性についても認識しております。その場合は、教育委員会とも連携し、現在予定されている新校舎のピロティー部分を将来的な教室転用スペースとして確保するなど、柔軟に対応していく方針です。

【赤木委員】 ありがとうございます。よくわかりました。

【多田教育長】 本日、区長からの説明にもありましたとおり、今後も統合前後における学校運営や、学校の適正配置について、検討会議を設置の上、地域の皆様との協議を進めてまいります。引き続き、関係者の皆様方からご意見を伺いながら円滑に進めていきたいと考えております。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第56号「市会提出予定案件（その11）について」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、校舎建設工事請負契約の締結にかかるもので、予定価格が6億円を超えたことから、今後、市会での審議を経る必要があるものである。

淀川区の木川小学校は、令和10年4月に木川南小学校、及び、西中島小学校と統合し、木川小学校の校地に新たな学校を開校することとしている。統合に伴い、児童数が増加することから、校舎の増築を行うとともに、老朽化している屋体棟、プール、給食室などの建替えを行う予定である。契約内容は、鉄筋コンクリート造4階建の建物、2棟の建設等について、株式会社今西組と契約金額 20億4,050万円で契約したいと考えている。5ページをご覧ください。左側が現況配置図で、網掛けで示している屋体棟、プール、給食室棟などを解体し、右側の計画配置図で右上あがりの斜線で示している、給食室を備えた西校舎棟、及び、屋上にプールを備えた屋体・プール棟を建設するものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 本件については、特に問題はないと考えます。最近の記事等によれば、建設会社の倒産事例が見受けられます。また、人件費や資材価格の高騰により、入札不調となるケースも散見されています。令和10年2月29日が予定日となっておりますが、実際には約1ヶ月程度の余裕をもって4月から順次進めていくとのことですが、設計段階で入札不調になると、再入札までに2、3ヶ月を要する可能性があり、スケジュール管理が難しいと思います。資材や人件費の高騰による不調リスクも考慮し、工期や設計、入札から完成までの全体期間について、今まで以上に余裕を持たせる工夫が必要と考えます。特に、予定した4月開校が、もしずれて5月や6月となる場合、関係者に大きな影響を及ぼしますので、可能な限り早めの入札など、柔軟な対応をご検討いただければ有難いと思います。

【近藤学校環境整備担当部長】 ご意見ありがとうございます。工事の入札に関しましては、実際に入札不調となる事例が発生しております。一度不調となり、再度入札を実施するとなると、かなりの時間を要しているのが現状でございます。特に、統合により新たに学校を開校する場合は、開校時期を決めておりますので、不調となりますと、非常に大きな影響が出てまいりますことから、人件費や資材の高騰による影響等について、都市整備局において、十分に検討していただいているところです。なお、入札時期については、市会のスケジュール等を踏まえた調整が必要であり、容易ではありませんが、そうした事案が発生しないよう、十分に検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

協議題第11号「第5次大阪市子ども読書活動推進計画について」を上程。

石田市立中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、計画策定の経過について、簡単にご説明する。子どもにとって読書は、言葉を学び、表現力を高めるなど、生きる力や学びを支える基礎となるものである。2ページ左上の「これまでの経過」に記載のとおり、国を挙げて子ども読書を推進するため、平成13年、2001年に「子どもの読書活動の推進に関する法律（子ども読書推進法）」が制定された。この法律の第9条の2に、市町村における推進計画の策定が努力義務と規定されており、大阪市においても、法に基づく計画として平成18年（2006年）に最初の計画を策定している。以降、おおむね4年ごとに計画を改訂し、現行「第4次計画」は令和4～7年度が計画期間であり、今年度が最終年度となる。本日は、後継計画である「第5次計画」の策定に向けた方向性、骨子案および構成案をお示しし、ご意見をいただければと考えているので、

よろしくお願いします。

2 ページの上半分が、現行の第4次計画の概要である。右側に、第3次計画の成果と課題として記載しているが、「全国学力・学習状況調査」の項目を成果指標とし、「読書をしない子どもを減らす」「読書好きの子どもを増やす」の2つを最重要目標に設定して、実現のためのさまざまな取組を行ってまいった。その下の点線で囲んだ部分には、基本方針および、3つの観点とそれぞれの取組を簡単に記している。2 ページの下半分、「取組目標の状況」に記載のとおり、第4次の現行計画において、最重要目標として設定した調査結果のうち、「読書を全くしない」と回答する割合について、中学生においては、策定時点よりも減っているものの、全国の数字は下回っておらず、全国的な傾向でもあるが、小学生に比べると「読書を全くしない」割合が高い結果となっている。また、小学生についても年度による振れ幅もある。読書は好きだと回答した児童は増加傾向がみられるものの、目標には達していない。

3 ページには、3つの観点に対応する指標を一覧にして、当初目標と令和6年度実績、達成状況を示している。①の学校図書館貸出冊数や、④小中学生の利用者数については、児童（小学生）は増加しているが、生徒（中学生）は減少傾向にあり、また、⑧のホームページアクセス数なども伸び悩んでいる状況となっている。表の下に、総括を記載しているのでご参照いただきたい。さらに、3 ページの一番下に、次期計画に向けた概括を記している。第4次計画に基づくさまざまな取組において、一定の成果をあげてはいるものの、目標の達成状況については課題がのこる結果となっている。こうした現行計画の取組状況・実績を踏まえ、第5次計画でも、引き続き「読書をしない子どもを減らす」「読書好きの子どもを増やす」の2つを目標として取組を進めてまいる。とりわけ、中学生などのティーンズ層を意識する必要があると考えている。取組内容については、現行計画の大枠を踏襲しつつも、子どもの読書に関する周知・啓発に一層の工夫が必要であると考えている。また、子ども読書活動の推進に関わる大人（具体的にはボランティア、教職員、図書館司書等）への事例提供などの支援の充実が必要であり、現状課題をふまえて素案を作成してまいる。

4 ページに策定の方向性、5 ページに骨子案、6 ページに構成案として、本日ご意見をちょうだいしたい内容をお示ししている。4 ページ記載の方向性だが、基本方針、3つの観点、成果指標ともほぼ現行計画を引き継ぐこととし、理念は継承するが、構成は変更したいと考えている。なお、先ほど申したとおり、目標については「読書をしない子どもを

減らす」「読書好きの子どもを増やす」を引き続き設定したいと考えている。5ページの骨子案をご参照いただきたい。基本方針は、「大阪市のすべての子どもが生き生きと読書を楽しめる読書環境の整備」とする。3つの観点についても、現行計画を継続するが、それぞれの中身を簡潔に記載している。「1 子どもの読書環境の整備・充実」では、乳幼児期から発達段階に応じて途切れなく読書環境の整備に取り組むことや、子どもの一人一人の状況に応じて読書を楽しむことができるよう、多様性に応じた対応により、読書習慣の形成を目指すこととしている。また、紙の本だけでなく電子書籍やインターネット情報などデジタルコンテンツのそれぞれの特性を理解して活用できる能力の育成にも取り組む必要があると考えている。「2 子どもの読書活動に関する普及・啓発」では、子どもへの働きかけだけでなく、大人への理解促進の両方を意識し、目的や内容に応じた手段を用いて効果的に行う。紙の本だけが読書の対象ではないことや、まわりの大人が本を読む姿を見せることも必要といった情報発信も必要かと考える。「3 子どもと読書に関わる人のつながり作り」では、子どもの読書活動支援の輪を広げることで、社会総がかりで子ども読書活動の推進を目指す。目標に使用する指標についてそれぞれ記載している。「読書をしない子どもを減らす」については、「全国学力・学習状況調査」の項目を引き続き使用し、「読書好きの子どもを増やす」については、小学校では「大阪市学力経年調査」、中学校では独自アンケートを考えている。

6ページの「構成案」について補足する。現行計画は、「第1章 基本的な考え方」「第2章 子ども読書活動推進のための取組みと目標」という2つの章からなるが、第5次計画については、第1章の前に、基本方針などの骨子を示し、意義付けや経過といった、現行の第1章に含まれる内容をまえがきとして置き、第1章で基本的な考え方を示す。第2章では、「観点ごとの課題と取組」として、特に「1 子どもの読書環境の整備・充実」の項において、現行計画では、地域、学校、図書館に分けて記載しているところを、(1)子どもの状況に応じた読書環境、(2)学校教育における読書、(3)デジタルネイティブ世代の読書という分け方とし、それぞれの課題と取組を整理していく予定である。全体として、わかりやすさ、読みやすさを重視した構成および書き方にしたいと考えている。

最後に今後のスケジュールについてご説明する。本日のご審議の後、素案を作成して、秋ごろ(10月ごろ)に再度教育委員会会議にお諮りする。ご承認を受けて、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえた成案を作成して、年度内に成案確定のためのご審議をいただく予定としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 丁寧なご説明をありがとうございました。読書習慣の形成は、読解力や学力の向上に非常に重要な役割を果たすと思っています。現在、第4次の計画とのことで次が第5次となりますが、1点お伺いしたいことがあります。子どもたちに対し「なぜ読書しないのか」というアンケートを実施されていますか。

【石田中央図書館館長】 「なぜ読書をしないのか」という点について、現在特にアンケートは実施していません。

【赤木委員】 了解しました。考えられる理由としては、動画配信サービス、例えばYouTubeやTikTokなどの利用が挙げられるかと思います。これらはアルゴリズムによって興味関心があるものを次々と推薦してくれるため、受動的に楽しく視聴できるという特徴があります。その結果、わざわざ本を手にとらなくても楽しめる環境が整っているため、読書に対する意欲が低下している可能性があると考えます。

このような状況の中で、読書習慣の形成には、学校で一定のサポートや指導、場合によっては強制力が必要だと思います。特に、本を読み始める初期段階では、長い文章を読むことに困難を感じる児童生徒も少なくありません。そうした困難を乗り越えるサポートが不可欠であり、これらは動画では代替できない文化的な意義を持っています。したがって、学校が果たすべき役割は非常に大きいと考えています。

また、紙媒体だけではなくデジタル媒体の活用についてですが、私は外国語教育（特に英語、ドイツ語）の教員として、多読や多聴（たくさん読む・聴くこと）が非常に効果を上げていると実感しています。日本語教育においては、多読（朗読等）がどの程度有効かはまだ判断しかねますが、最近では朗読機能付きのオーディオブック等も普及しています。日本には、英語圏やドイツ語圏ほど朗読文化は浸透していませんが、文字を読むのが苦手な児童生徒に対して朗読を聴くこともサポートの方法となるかもしれません。聴くことで読書への興味を引き出せる可能性も考えられます。今後、なぜ読書をしないのかという点について、動画の普及なども含めて、子どもたち自身の意見をアンケート等で明確に把握し、調査を進めていただきたいと思います。

【森委員】 赤木先生とほぼ同じ意見です。電子書籍やオーディオブック（Audible）に関して、大阪市で導入されているのかどうかをお伺いしたいと思います。自治体によっては、電子書籍の貸出しを実施しているところもあると聞きましたが、大阪市の場合には

導入しているのか、また利用状況（増減）についてご説明いただけると幸いです。

【石田中央図書館館長】 大阪市の図書館で提供しています電子書籍についてご説明いたします。貸出し方式ではなく、アクセス方式を採用しています。そのため、子どもたちがどの程度アクセスしたかという詳細なデータは取得できていません。学校では一人一台端末が配布されており、図書館ホームページ上からID・パスワードを用いてログインすることは可能です。その利用方法を教員の皆様にもご案内し、積極的な活用を呼びかけておりますが、子どもたちだけのアクセス数を把握できるシステムにはなっておりませんので、具体的な数字は持ち合わせておりません。

【森委員】 承知しました。ご説明ありがとうございます。

【長谷川委員】 森委員のご質問に関連し、追加で2点質問させていただきます。まず、大阪市内で利用できる電子書籍サービスにおける対象書籍の種類や数についてお伺いします。どの程度の冊数が子どもたち向けの読み物として提供されているのか、ご確認くださいと思います。もう1点は赤木委員のご意見にも重なるものですが、資料3ページに記載されている学校図書館での中学生の貸出冊数（年平均3冊）に凄く衝撃を受けました。動画視聴等に費やす時間が増え、読書時間が減少しているのだらうと思いますが、読書量を増やすためには、中学生の生活の中に読書時間を確保する施策が必要です。学校で読書の時間を設定することも有効かと思ひますし、併せて保護者に向けて、例えばスマートフォンの利用時間の制限とあわせて、その代替として読書を推進する啓発活動を実施いただきたいと思います。さらに、中学生はスマートフォンをよく利用していますが、SNS等の情報発信を工夫し、スマートフォンから本への興味を持たせるような取組も進めていただければと思っています。

【石田中央図書館館長】 ご質問ありがとうございます。電子書籍の内容ですが、現在は調べ学習に特化したものが多く、子どもたちにとって使いやすい書籍は十分にそろっていないのが実情でございます。図書館として今後の課題と考えております。全体の電子書籍コンテンツ数は約7,500件ございますが、そのうち小学生向けの書籍が多いとは言えない状況です。

また、SNSで同年代の子どもが紹介する本は、児童生徒の興味を引くきっかけになると実感しており、今後もそのような情報発信に取り組んでいきたいと思っております。学校図書館の貸出冊数は少ないものの、学校現場の先生からは、学級文庫などで児童生徒が読書活動に取り組んでいるとの声も寄せられています。身近な場所に本を置くことの重要性も

強く認識しており、今後の取り組みの中で紹介していきたいと思っております。

【大竹委員】 自分の考え方を明確にするためには、書く、話すという行為が重要であり、読書活動はその基盤となるものだと考えます。読書を通じて物語や社会的現象に触れることで、多様な効果が期待されます。また、読書的手段として、「目で読む」だけではなく、「耳で聴く」ことも大事なことだと思います。ただ、直接的なきっかけがなければ子どもたちが読書に入り込むのは難しい部分もあると感じています。このような中、読書を「読む」「聴く」活動として捉え、現在読書する児童生徒の割合が十分ではない、あるいは読書が好きだと答える生徒が目標に達していない現状を考えますと、ここにハードルの高さを感じます。しかし、感想文を書かせるなど、若干強制的になるかもしれませんが、自分の考えをまとめて書き出すことで思考が整理されていきますし、さらにその内容を発表するなど「話す」という段階まで発展させれば、より高い効果があると考えます。したがって、施策の1つとして学校で感想文を書かせる取組や、全市的な読書活動推進の一環として感想文提出を取り入れるなど、様々な施策を検討してはいかがかと思います。

【石田中央図書館館長】 ご意見ありがとうございます。現在、学校では読書感想文の取組や、本の紹介のポップを作成する活動が行われており、図書館でも展示する取組を進めております。ご指摘のとおり「書く」活動を通じて理解や定着につなげる工夫についても、今後検討していきたいと思っております。

【赤木委員】 私自身、大学で図書館長も務めております。大学と小・中学校は役割や運営形態が異なる点があると思いますが、大学の図書館では、読書推進のイベントとして、ビブリオバトルが行われています。これは、参加者それぞれが読んだ本を推薦し、感想を述べあう形式のものであり、感想文を書くだけではなく、他者との意見交換をして読書の楽しみを広げる取組となっています。

また、近年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大学図書館への来館者数及び図書の貸出冊数が大きく減少しておりますが、一方でデジタル資料の利用は増加しています。紙媒体の本に直接触れることも重要ですが、近年はデジタル書籍が急増していることもあり、学生が個人で購入するのは難しいケースも多く見受けられます。そのため、大学では丸善のライブラリ等と契約し、学生が自由に利用できる環境を整えています。学校ごとにデジタル書籍の契約を進め、利用できる本の選択肢を増やすことで、子どもたちがより幅広い本に触れられるにようにすることも必要だと考えます。

【多田教育長】 本日も様々なご意見をいただきました。今後、素案の作成に向けた

段階へ入っていく予定でございます。その中で本日、ご指摘いただいた学校現場での取組に関するご意見につきましても、現在、図書館が事務局を担っておりますが、学校教育の担当部署とも十分に連携を図り、幅広くご意見を伺いながら、今後の作業を進めていけたらと考えております。

協議題第12号「令和8年度以降の各種学力調査の実施等について」を上程。

中道指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

はじめに、これまでの各種学力調査における成果と課題をご説明する。本市では、これまで小学校学力経年調査や中学生チャレンジテスト、チャレンジテストplusの実施及び結果の分析等を通じて、児童生徒一人一人へのきめ細かな指導や支援に取り組んでまいった。その結果、5ページ【資料1-1】「小学校経年調査における学力調査分析」にあるように、同一母集団の比較において学力が年々向上している。

次に、6ページ【資料1-2】「令和6年度中学生チャレンジテストの結果及び育成を目指す資質・能力」をご覧いただきたい。令和6年度には初めて全教科で大阪府平均「1」を上回った。これは、小学校での成果が中学校での学力向上につながったことを示している。しかしながら、全国学力・学習状況調査においては、依然として全国平均に届かない現状が続いている。7ページ【資料3】「学力に課題の見られる児童生徒(区分Ⅳ)とボリュームゾーン(区分Ⅱ・Ⅲ)の学力変化」からも分かるとおり、区分Ⅳの児童生徒よりも上の中間層(区分Ⅱ・Ⅲ)、いわゆるボリュームゾーンにあたる層の学力向上の変化率は、学力に課題の見られる児童生徒(区分Ⅳ)の層よりも小さいことがわかった。すなわち、ボリュームゾーン(区分Ⅱ・Ⅲ)にあたる層においては、学力があまり伸びていないということがわかる。そのため、大阪市教育振興基本計画に掲げる誰一人取り残さない学力の向上に向けて、学力に課題の見られる(区分Ⅳの)児童生徒への支援に加え、それよりも上のボリュームゾーン(区分Ⅱ・Ⅲ)への支援も視野に、よりきめ細かく子どもたちの状況を把握し、効果的な支援につなげる必要がある。課題解決に向けた対応策として、6ページ【資料2】の下段「育成を目指す資質・能力」に示されているとおり、現行の学習指導要領では「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」の【認知能力】と「学びに向かう力・人間性等」の【非認知能力】を学校教育の中でバランスよく育成することが求められている。

次に8ページ【資料4】「社会・企業で求められる非認知能力」では、(上の部分、3つの要素としまして①)「自分の目標をめざして粘り強く取り組む力」、(②)「そのためにや

り方を調整し工夫する力」、(③)「友達と同じ目標に向けて協力し合う力」といった「非認知能力」が「社会人基礎力」としても重視されていることが示されている。

続いて9ページ【資料5】「保護者が期待する非認知能力」からも、「非認知能力」への保護者の関心が高いことがわかる。10ページ【資料6】「非認知能力と認知能力の関連」にもあるように、「非認知能力」は教育活動によって変化する可能性があり、「非認知能力」を高めることができれば、それが認知能力を高めることにもつながり、その結果相乗的に学力が向上することが報告されている。こうした背景から、今後は「非認知能力」を伸ばすことにも重点を置いて取り組んでまいらる。これまで「非認知能力」の把握については、教師の経験や勘に頼る側面が大きかったのですが、一人一台端末で「非認知能力」を測定できるツールがいくつか開発されており、それを活用することで「非認知能力」を客観的に測定し、エビデンスに基づいた効果的な支援が可能となると考えている。事務局としては、「非認知能力」を測定し、それを効果的に育成することにより、更なる学力向上を目指してまいらる。そのためには、「非認知能力」を客観的に測定するためのテストを新たにモデル導入しつつ、児童生徒や教職員への負担を考慮して、これまで実施してきた「小学校学力経年調査」及び「チャレンジテストplus」についても、見直しを行いたいと考えている。

次に11ページ【資料7】「現時点において本市で実施している学力調査一覧」をご覧ください。大阪市内で独自に実施している学力調査は、「小学校学力経年調査」と「チャレンジテストplus」である。「小学校学力経年調査」は、小学校第3学年から第6学年を対象として国語・算数・理科・社会・質問調査を行い、第5学年と第6学年は、英語も実施している。「チャレンジテストplus」は、中学校第1学年を対象として理科・社会を実施している。

続いて、12ページ【資料8】「理科・社会と他教科の平均正答率との関係における分析【相関分析】」によると、「小学校学力経年調査」、「チャレンジテストplus」における、理科・社会と国語・算数（数学）との平均正答率との相関係数は0.7以上であり、強い正の相関と有意差が確認された。他の年度においても同様の結果が得られている。この結果から、「小学校学力経年調査」及び「中学生チャレンジテスト」においては、国語・算数（数学）の平均正答率をもとに、理科・社会の平均正答率を一定程度推定することが可能であると考えられる。以上のことから、小学校学力経年調査における国語・算数・英語の継続実施および国や大阪府の調査への継続参加により、理科・社会の学力を把握することが可能であること、更に児童生徒及び教職員の負担軽減の観点から、令和7年度で「小学校学力経年

調査」の理科・社会及び「チャレンジテストplus」の理科・社会の調査を終了する予定である。

3 ページ「令和 8 年度以降の各種学力調査の実施スケジュールについて」をご覧ください。先ほども申しあげたが、今後は「非認知能力」を測定・分析し、効果的に育成することにより、さらなる学力向上を目指してまいります。スケジュールとしては、令和 7 年度で「小学校学力経年調査」と「チャレンジテストplus」の理科・社会の調査を終了し、令和 8・9 年度には先行実施校において、小学校第 5・6 学年及び中学校第 1～3 学年を対象に、一人一台端末を活用した「(仮) 大阪市非認知能力調査モデル事業」を実施する。令和 10 年度からは本調査の全市展開を予定しており、児童生徒及び教職員の負担軽減の観点から、他の調査でのデータ取得を考慮して、小学校学力経年調査の質問調査における対象学年や質問項目等を見直す。なお、13 ページ、14 ページには、現在、本市中学校が独自で活用している非認知能力調査ツールの閲覧画面を参考に掲載している。非認知能力に関する様々な項目の状況や変化の様子がグラフ等であらわされており、生徒画面、教員画面でそれぞれ確認できるようになっている。本日、皆様からのご意見をいただいたのち、最終的には秋以降に改めて、議案としてお諮りしたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 これまで約 20 年以上にわたり大学で学生の指導を行ってきた経験から感じたことをお伝えします。例えば、留学を希望する学生には一定の英語力が求められます。TOEFL や IELTS 等を受験し、所定の点数を取得する必要がありますが、得点の伸び悩みに苦しむ学生も少なくありません。そうした中、ある学生は複数回の受験を経てようやく基準点を達成しましたが、英語力に十分な自信がないまま渡航を決意しました。

しかし、その学生は留学先で大きな成果を上げて帰国しました。その学生の特徴として、語学力や学力の面では伸び悩んでいましたが、行動力と卓越したコミュニケーション能力を有していました。その結果、そのおかげで「トビタテ！留学 JAPAN」などの奨学金を受給し、留學生活においても周囲に積極的に助けを求めたことで、現地の人々から協力を得て、成果を上げて帰国しました。帰国後は教員となり、現在では文部科学省から表彰を受けるまでとなっております。

この事例は、学力のみならず、非認知能力、すなわち行動力やコミュニケーション能力の重要性を示しています。実際に大学においても、英語試験等の学力指標だけでなく、入

学時卒業時にPROGテスト等を実施し、非認知能力の4年間での向上を計測しています。民間業者においても、こうした非認知能力を測定するテストの開発が進められています。また、語学力のみならず、多様性理解や多文化対応力等を測るBEVI等のテストも登場しています。

大阪市においても、現時点でどのテストを採用するかは未定かもしれませんが、ぜひ積極的にご検討いただきたいと存じます。学力のみならず、行動力やコミュニケーション能力が社会で求められており、保護者からの期待も大きいことから、今後の取組を推進していただきますようお願いします。

【長谷川委員】 非認知能力の育成は非常に重要な取組であると認識しておりますので、ぜひ事業を推進していただきたいと思います。一方で、個人的には懐疑的な側面もあり、検討が難しいテストについて、その効果や実効性に疑問を持っています。現状、非認知能力を測定するテストは発展途上であると考えており、テストの測定については合理的な根拠に基づいて進めていただくことが重要です。また、実施後も随時見直しを行い、経時的な変化も確認できるような仕組みを取り入れていただき、バランスをとりつつ継続的にテストの改善と最適化を図っていただくようお願いいたします。

【森委員】 長谷川委員もご指摘されたように、非認知能力や社会情動的スキルは依然として研究途上の段階にあると認識しております。近年取組が進んできているものの、今後も随時その動向を注視し、適宜取り入れるか否かの判断を柔軟に見直していく必要があると考えます。この点に関しては、非認知能力の導入に対して否定的な立場を取るということではなく、客観的な視点を持ちながら進めていくことが重要ではないかと考えています。

従来、認知的な側面に偏りがちであった個人評価の枠組みを多面的なものへと広げていくとする今回のご提案には、大きな意義があると感じております。その上で、ご留意いただきたい点として、例えば資料6（スライド10ページ）下部の図において示されている、OECDによる認知的スキルと社会情動的スキルの関係性について言及したいと思います。OECDにおいては、これらのスキルを個人主義的観点のみで捉えていないということを十分に踏まえておく必要があります。OECDの示す方針に全て従うという意味ではありませんが、環境的な要因も重視されている点を改めて認識する必要があります。すなわち、どのような環境においても個人が非認知能力を発揮するということのみならず、そうした能力が発揮しやすい環境や、環境的・間接的な要因にも目を向けていく姿勢が重要です。個人主義

的な観点のみに留まることなく、幅広い視点をもって考えていただきたいと思います。この点に鑑み、今回のご提案もなされていることと認識しております。

また、非認知能力・社会情動的スキルの育成においては、学校だけではなく、家庭や職場等、ミクロ・メゾ・マクロといったレベルごとに多様な資源やリソースを活用し、それぞれに応じたサポートを行うことが有効です。先ほど言及された読書活動も、非認知能力・社会情動的スキルの育成支援に繋がるものであり、公共サービスや公共施設の在り方を見直す機会にもなると考えています。

さらに、学校教育そのものの在り方や教育間の改善・改変にも繋がるものと認識しております。スライドの13・14ページで示されたアセスメントについても、従来見えなかった側面を「見える化」とするという観点から重要な意義があります。ただし、非認知能力等を個人がどこでも発揮できる普遍的な能力として評価するのみではなく、環境的要因も含めて活用してきた事例等について今後も共有し、さらに発展的に取組がなされることを期待しております。個人的見解としてご意見申し上げました。

【長谷川委員】 今回、非認知能力を教育に取り入れるという方針と、小学校の経年テストにおける英語を存続する方針は、一見方向性が異なるようにも感じます。英語のテストを継続する意義についてご説明いただけますでしょうか。

【中道指導部長】 小学校における英語の経年調査について、今回も英語を存続する理由としましては、大阪市としてこれまで小学校英語教育に早期から力を入れてきた経緯があることをふまえております。中学校段階ではGTEC等の指標による評価がなされていいますが、小学校段階では現時点で体系的な評価指標がないため、引き続き現行の調査を継続したいと考えております。なお、調査の在り方や必要性については、今後もPDCAサイクルを通し見直しを行っていくことを申し添えます。

【多田教育長】 非認知能力に着目した新しい取組については、今後検討を進めてまいります。委員の皆様から本日多くのご意見をいただきましたので、次の機会までにどのような施策が可能か調査・整理し、進めていきたいと考えております。また、既存の学力調査についても、学校現場の負担軽減を視野に入れつつ見直しを検討すべきとのご意見が確認されました。全体として、より良い改善・改革に向けて取組を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第57号「職員の部活動顧問への復帰について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、部活動指導中の暴力行為等により懲戒処分を受け、顧問から外していた教職員の部活動指導への復帰を認めるものである。

具体的な案件の説明の前に、部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について、説明する。本市では、平成25年9月に策定した本市部活動指針に基づき、健全で充実した部活動が実現するよう取組を進めてきたが、依然として部活動顧問による生徒への暴力行為等が発生している実態があり、平成29年3月21日付けで「部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応について」、令和元年10月4日付けでその改正について、通知文を発出した。

具体的な対応について、「1」部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が判明した場合、直ちに当該教職員を部活動顧問から外すこととし、「2」処分確定後、原則として1年以上、当該教職員をいかなる部活動顧問にも従事させないこととしている。「3」教育委員会事務局の指導助言のもと、当該教職員に対し事案の振り返りや本市部活動指針を用いた理解の徹底など再発防止研修を実施し、「4」研修の効果測定を行う。「5」懲戒処分確定後、原則として1年以上経過した後、当該教職員の部活動顧問の復帰について学校長から申出があった場合は、「6」部活動顧問への復帰の5つの基準（事案への反省、体罰・暴力行為の防止についての理解、再発防止に向けた決意、処分以降の勤務態度、日々の生徒への指導状況や接し方、指導に対する生徒・保護者からの苦情の有無）に基づいてその可否を判断することとしている。

案件の説明に戻る。「1 当該教職員」は、中学校教諭で、同校男子バレーボール部の部員らに対する暴力行為等により、令和4年8月31日付けで減給6月の懲戒処分を受けた後、今日まで部活動指導から外れている。「2 これまでの経過」である。（1）当該教諭に対し、令和4年9月から令和5年1月にかけて、再発防止研修を実施し、改めて、本市部活動指針等に基づき、教職員として求められる自覚と認識等について、理解の徹底を図り、（2）令和5年1月、再発防止研修の課題発表において、当該教諭からは、深い反省や体罰・暴力行為の防止についての理解、再発防止に向けた決意が表明されるなど、研修内容の定着度や、部活動指導への復帰適格性等を確認した。（3）校長の申出の内容について、当該教諭は、特別支援教育コーディネーターとしての職責を全うし、通級指導教室の担当者としても個に応じた教育活動の展開を進め、生徒の心に寄り添った指導を実践しており、生徒・

保護からの苦情は全くない状況である。個別の生徒の実態に応じた指導を進め、研修会にも自ら積極的に参加する等、教員としての力量を高めており、勤務態度はとても良好である。暴力行為を受けた被害生徒とその保護者は、当該教諭の謝罪を受け入れ、復帰への理解も十分に得られていることから復帰させたいと申し出ている。「3 部活動顧問への復帰を認める理由」について、再発防止研修における課題発表と現校長からの申出内容を、先ほど説明させていただいた部活動顧問への復帰の5つの基準に照らした結果、いずれの基準も満たしており、当該教諭を部活動指導に戻しても支障はないものと考えている。「4 部活動顧問への復帰を認める日」について、復帰の時期については2学期が始まる令和7年9月1日とし、「5 部活動顧問への復帰を認めるにあたって付する条件等」に記載のとおり、主顧問を別に配置すること、すなわち当該教諭は副顧問での復帰となること、当該教諭単独での部活動指導は行わせないこと、事務局が、半年から1年以内を目途に、指導状況を確認するとともに、校長は、生徒、保護者及び同僚教職員から部活動顧問復帰後の状況について確認し、当該教諭にフィードバックすることを条件として付すこととする。なお、1年以上経過後は、それまでの指導状況を考慮して学校長の判断により、顧問とすることが可能となる。

本日、本件についてご承認いただけたら、速やかに学校に通知したいと考える。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第22号「校長公募にかかる第1次選考の結果について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

「受験者数」については、小・中学校共通では、内外併せて計263名、幼稚園では2名、合計265名となっている。

次に最終合格者数について、小・中学校共通は70名程度、幼稚園は若干名としており、加えて退職者数等を勘案した校長必要数の算定状況を踏まえ、第1次選考の「合格者数」については、小・中学校共通は152名、幼稚園は2名とした。

次に、「選考方法」について、外部の受験者は、書類選考と7月12日に実施した論述試験を基に、内部の受験者は、平素の勤務状況と論述試験の結果を基に、合否を判定した。

「合否通知」について、明日8月21日に受験者へ発送予定である。また「今後のスケジュール」について、第2次選考は集団面接として、9月3日から11日までの平日5日間に、

第3次選考の個人面接については、10月中旬に予定している。

報告第23号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

報告第23号「職員の人事について」、教育委員会教育長専決規則第2条第1項により急施専決処分を行いましたので、同条第2項に基づきご報告する。

港区の市岡小学校であるが、校内状況を鑑みて、副校長を配置して体制強化を図りたいと考えている。その任について慎重に検討を行い、指導部総括指導主事である 武中大輔を充ててまいる。それに伴い、事務局の運営を保つ観点から、後任として、指導部指導主事 山本芳弘を充てることとし、8月1日付けをもって異動発令を行った。

本来であれば、教育委員会会議の承認を経て発令を行うべきところであるが、速やかな体制強化等を図るため、教育長の急施専決処分により行った次第である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告